

神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第44号

神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年8月規則第65号)
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(資格の喪失) 第9条 条例第4条第4項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める日から資格を喪失する。 (1)～(3) [略] (4) 条例第2条第4号に <u>該当しなく</u> <u>なったこと</u> により資格者でなくなった場合 医療を受ける日の属する年度(医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合に	(資格の喪失) 第9条 条例第4条第4項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める日から資格を喪失する。 (1)～(3) [略] (4) 条例第2条第4号に <u>該当するに</u> <u>至ったこと</u> により資格者でなくなった場合 医療を受ける日の属する年度(医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合に

っては、前年度)の7月1日(当該
日後に資格を取得していた場合に
あっては、その資格を取得した日)

(5)～(7) [略]

っては、前年度)の7月1日(当該
日後に資格を取得していた場合に
あっては、その資格を取得した日)

(5)～(7) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年7月1日から適用する。